人事行政の運営等の状況

職員数や給与、勤務条件など人事行政の運営状況をお知らせします。

〔 職員課 ☎048-259-9033･048-258-4804　FAX048-258-1118
部門別職員数…行政管理課 ☎048-258-1640　公平委員会の業務…公平委員会 ☎048-259-9021 〕

第１編　各任命権者からの報告の概要

第１章　職員の任免・職員数の状況

1　職員の任免の状況

(1) 採用の状況　（令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日）

区分	人数
行政職・保育士・消防職 等	148 人 （ 68 人）
医師	16 人 （ 2 人）
医療技師	24 人 （ 15 人）
看護師・助産師・保健師	40 人 （ 36 人）
現業職	9 人 （ 1 人）
教育職	23 人 （ 12 人）
学校事務職	0 人 （ 0 人）
合計	260 人 （ 134 人）

（注）（ ）内は女性数であり、内書きです。

(2) 退職の状況　（令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日）　（単位：人）

区分／事由	行政職 保育士 消防職等	医師	医療技師	看護師 助産師 保健師	現業職	教育職	学校事務職	再任用	合計
定年退職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
勧奨退職	10 (7)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (8)
普通退職	89 (41)	59 (14)	7 (3)	48 (37)	3 (0)	7 (4)	0 (0)	3 (2)	216 (101)
死亡退職	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
分限免職・失職	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
任期満了	0 (0)	11 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (15)	1 (1)	193 (73)	233 (93)
合計	101 (48)	70 (18)	7 (3)	50 (38)	3 (0)	35 (19)	1 (1)	196 (75)	463 (202)

（注）1　（ ）内は女性数であり、内書きです。
　　2　再任用職員については、翌年度再任用（任期更新）された職員も含まれています。

(3) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち改めて採用される職員です。

区分	任用形態	人数
令和5年度	フルタイム勤務職員	15 人
	短時間勤務職員	181 人

（注）任期更新された職員を含みます。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長・理事の職務	30 人	1.7 %
7級	次長・参事の職務	71 人	3.9 %
6級	課長・主幹の職務	60 人	3.3 %
5級	課長補佐・副主幹の職務	260 人	14.3 %
4級	係長・主査の職務	434 人	23.9 %
3級	主任の職務	506 人	27.8 %
2級	主事・技師の職務	348 人	19.2 %
1級	主事補・技師補の職務	108 人	5.9 %
合計		1,817 人	100.0 %

（注）1　上記の職員数は、川口市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

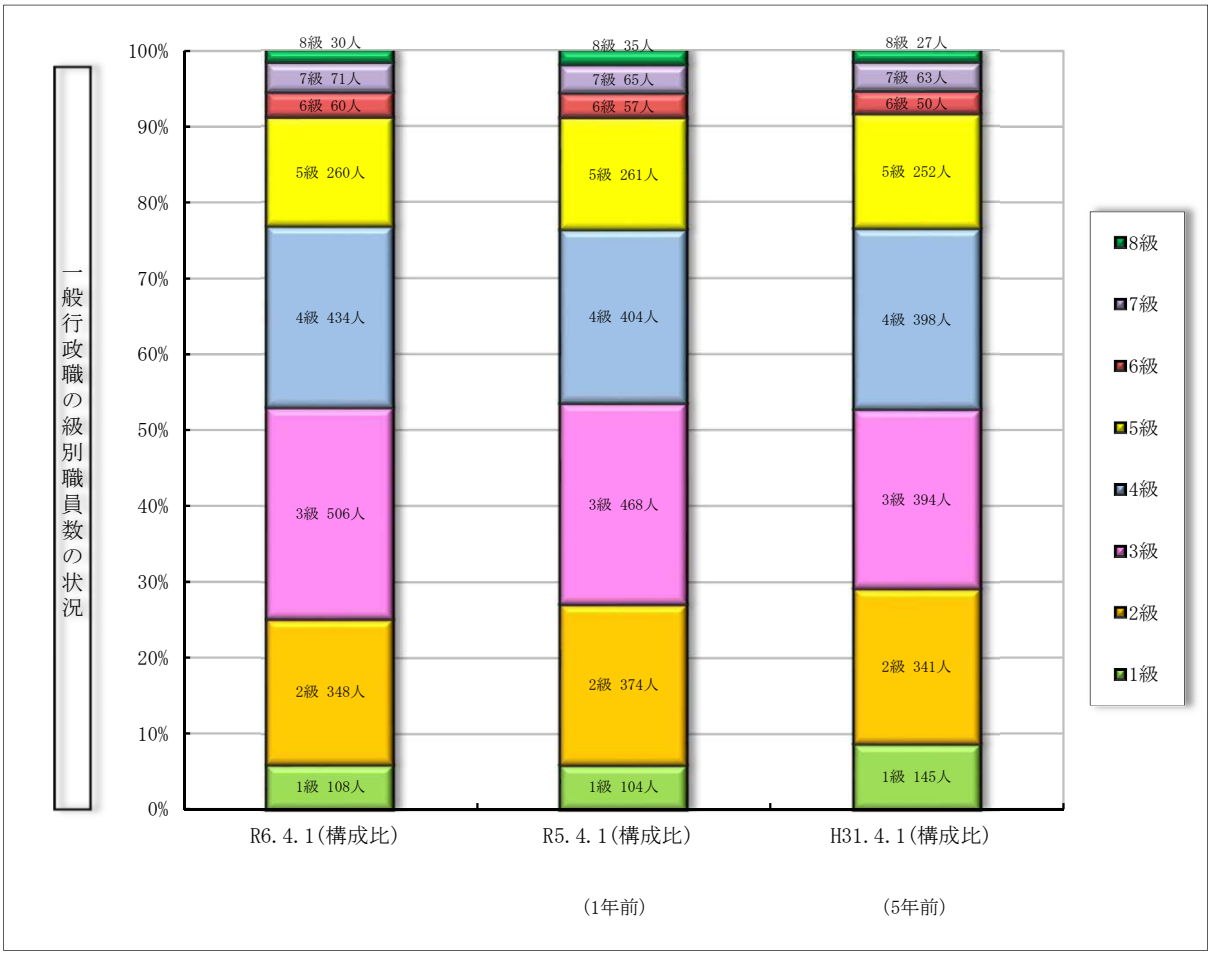

(5)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

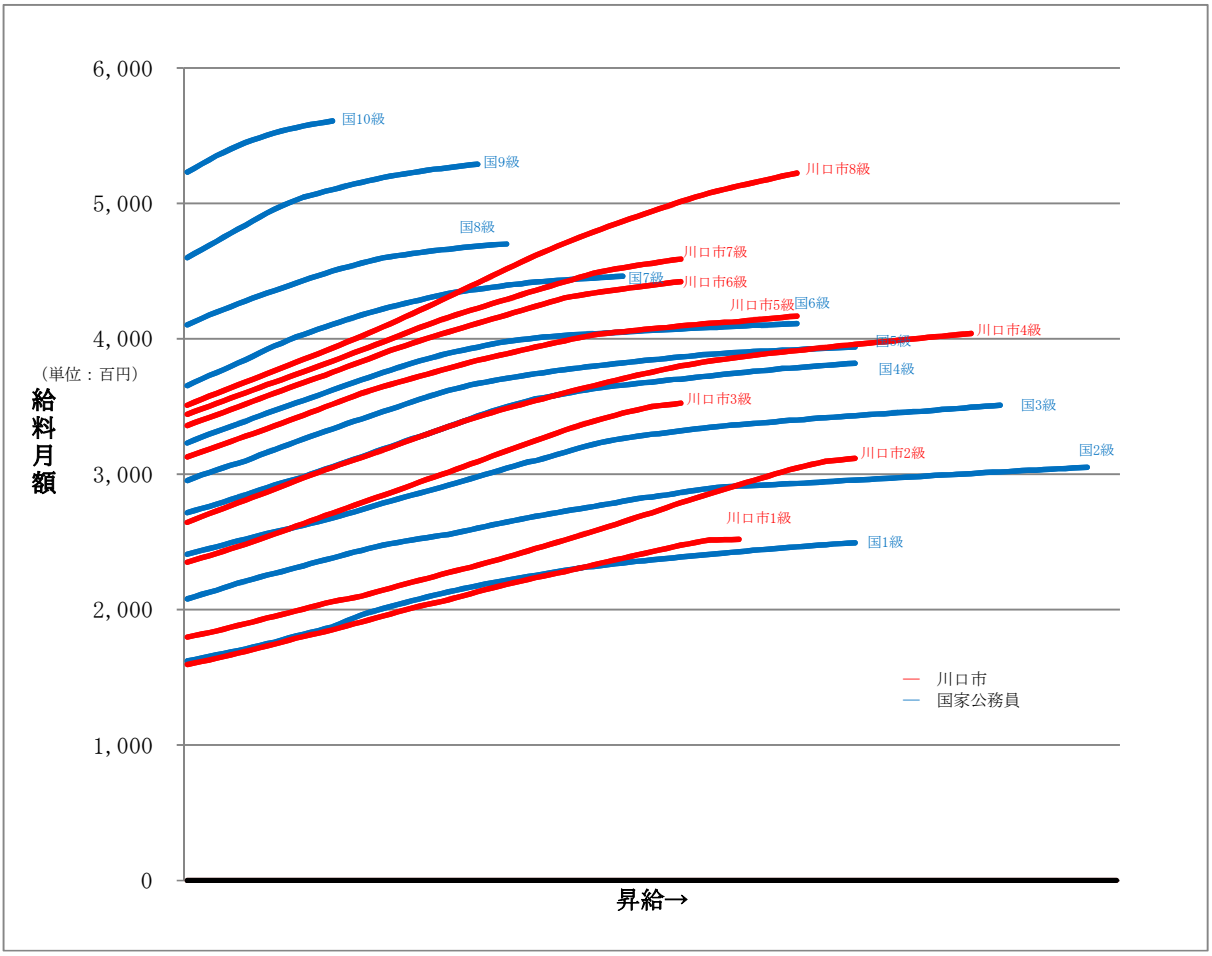

2　定員管理の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在、単位：人）

部門	区分		職員数 令和6年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	23	23	0	
		総務企画	496	478	18	駅前行政センターの開設、デジタル化関連業務の増
		税務	150	153	▲3	職員配置の見直し
		民生	875	854	21	臨時給付金業務の増、子ども子育て支援関連業務の増
		衛生	495	519	▲24	新型コロナウイルス関連業務の減
		労働	5	5	0	
		農林水産	15	16	▲1	職員配置の見直し
		商工	49	50	▲1	職員配置の見直し
		土木	298	295	3	盛土関連業務の増、道路業務関連組織の新設
		小計	2,406	2,393	13	（参考：人口１万あたり職員数39.68人） （類似団体人口１万あたり職員数47.84人）
	教育部門		568	547	21	職員配置の見直し、子ども子育て支援関連業務の増
	消防部門		593	591	2	救急隊員の増
	小計		3,567	3,531	36	（参考：人口１万あたり職員数58.83人） （類似団体人口１万あたり職員数65.57人）
公営企業等会計部門		病院	868	858	10	医療システム関連組織の新設、医師の増
		水道	98	99	▲1	職員配置の見直し
		下水道	77	78	▲1	職員配置の見直し
		その他	214	219	▲5	職員配置の見直し
		小計	1,257	1,254	3	
合計			4,824 〔4,926〕	4,785 〔4,893〕	39 〔33〕	（参考：人口１万あたり職員数79.56人）

（注）1　この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

2　〔　〕内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数（人）	18	270	508	590	585	571	438	421	494	468	370	91	4,824
構成比（%）	0.4	5.7	10.5	12.2	12.1	11.8	9.1	8.7	10.2	9.7	7.7	1.9	100.0

（注）年齢は実年齢です。なお、他の項目に記載する年齢はすべて満年齢です。

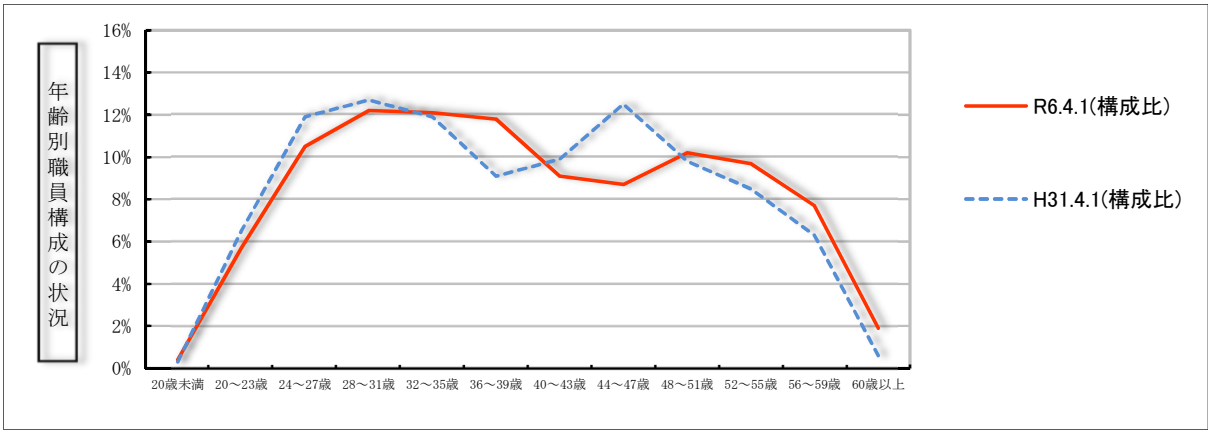

(3) 職員数の推移

（各年4月1日現在、単位：人・%）

部門＼年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,295	2,309	2,343	2,368	2,393	2,406	＋111　(＋4.8%)
教　育	529	544	559	550	547	568	＋39　(＋7.4%)
消　防	561	571	576	590	591	593	＋32　(＋5.7%)
公営企業	1,251	1,237	1,266	1,267	1,254	1,257	＋6　(＋0.5%)
総合計	4,636	4,661	4,744	4,775	4,785	4,824	＋188　(＋4.1%)

（注）　職員数は定員管理調査における部門別職員数です。

第２章　職員の給与の状況

1　職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

（単位：千円）

区分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和4年度の人件費率
令和5年度	606,315 人	227,249,962	8,767,219	30,971,263	13.6 %	13.4 %

（注）人件費は、特別職職員及び市議会議員の人件費を含んだ額です。

(2) 職員給与費の状況（一般職）

（単位：千円）

区分	職員数 A	給与費				一人あたり給与費 B/A	(参考)類似団体一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度 普通会計決算	3,567人	13,393,849	3,940,933	5,807,840	23,142,622	6,488	6,359

（注）1　職員手当は、退職手当を含みません。
2　職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
3　給与費は、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費は含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。
4　類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体として、総務省が示している団体です。
川口市の場合は、全国の中核市が類似団体です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

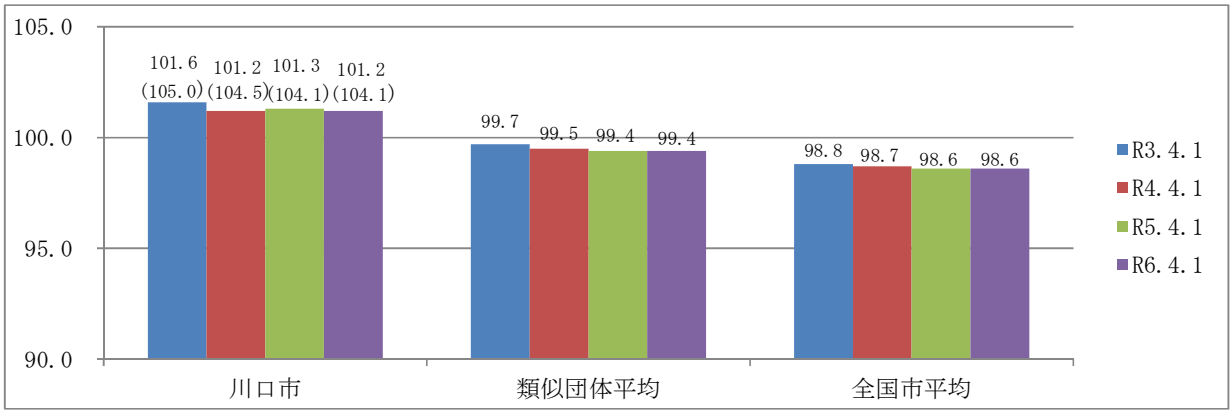

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2　（　）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数のことです。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出）
3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いています

【ラスパイレス指数が100を超えている理由】
高年齢層職員の給料水準が国を上回るため、ラスパイレス指数が100を超えています。一方で給料水準が国を下回る年齢層もあることから、引き続き給料水準の適正化に取り組みます。
なお、大学卒の区分においては、近年の見直しにより100を下回っています。

≪参考≫給与決定学歴が大学卒のラスパイレス指数の推移

大卒	R3	R4	R5	R6
指数（人数）	99.2（1,434人）	99.0（1,453人）	99.2（1,451人）	99.3（1,466人）

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①　一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
川口市	40.4 歳	319,870 円	421,994円	382,441 円
埼玉県	41.8 歳	319,425 円	411,863円	367,476 円
国	42.1 歳	323,823 円	－	405,378 円

②　現業職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
川口市	49.9歳	230人	355,876円	441,006円	405,087円
うち清掃職員	50.2歳	149人	358,367円	453,724円	407,725円
うち学校給食職員	51.3歳	57人	363,144円	418,359円	409,476円
うち自動車運転手	32.3歳	1人	228,200円	318,675円	248,738円
うち守衛	36.8歳	5人	271,780円	404,245円	339,745円
うちその他	47.4歳	18人	342,689円	424,451円	396,194円
埼玉県	54.9歳	139人	322,835円	378,075円	358,877円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	－	330,553円

区分	川口市		民間			参考
	平均年齢	平均給与月額（A）	対応類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
清掃職員	50.2歳	453,724円	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	1.44
学校給食職員	51.3歳	418,359円	飲食物調理従事者	45.6歳	277,400円	1.51
自動車運転手	32.3歳	318,675円	乗用自動車運転者	59.5歳	242,200円	1.32
守衛	36.8歳	404,245円	警備員	56.5歳	257,300円	1.57

区分	川口市	民間		参考
	平均年収（C）	対応類似職種	平均年収（D）	C／D
清掃職員	7,245,407円	廃棄物処理業従業員	4,376,300円	1.66
学校給食職員	6,876,914円	飲食物調理従事者	3,679,800円	1.87
自動車運転手	4,508,770円	乗用自動車運転者	3,248,900円	1.39
守衛	6,101,525円	警備員	3,275,800円	1.86

1　民間データは、賃金構造基本統計調査に公表されているデータを使用しています。
2　「平均年収」は、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたもの、川口市においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えたものです。
3　公務員の職種と民間の職種等については、川口市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員も含んでおり、平均年齢のほか、経験年数、業務内容、雇用形態等が一致しておらず、さらに平均給与月額（国比較ベースを除く）及び年収については、時間外勤務手当等も算入されていることから、単純に比較することはできません。

③　教育職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川口市	高等学校	45.1 歳	359,987 円	430,270 円
	幼稚園	40.6 歳	319,523 円	374,344 円

④　企業職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
川口市	39.3 歳	344,659 円	498,587 円	421,856 円
うち医師	44.6 歳	521,498 円	1,146,911 円	816,029 円
うち医療技師	38.0 歳	308,426 円	409,485 円	361,587 円
うち看護師等	38.5 歳	331,643 円	425,067 円	379,856 円
うち企業行政職	39.3 歳	310,438 円	409,976 円	369,019 円
うち企業現業職	49.9 歳	361,870 円	431,039 円	409,592 円

(注) 1　「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の給料（基本給）の平均額です。なお、国については俸給（本俸）の平均額です。
2　「平均給与月額」とは、給料の月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
3　上記には、短時間勤務職員は含まれていません。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		川口市		国	
		初任給	２年後の給料	初任給	２年後の給料
一般行政職	大学卒	202,700 円	213,300 円	196,200 円	208,000 円
	高校卒	174,500 円	185,100 円	166,600 円	176,100 円
現業職	大学卒	202,700 円	213,300 円	―	―
	高校卒	174,500 円	185,100 円	164,000 円	173,700 円
教育職(高等学校)	大学卒	235,144 円	247,624 円	―	―
企業職	大学卒	202,700 円	213,300 円	―	―
	高校卒	174,500 円	185,100 円	―	―

（注）上記の一般行政職・企業職の初任給の額は、学校事務を除く事務・技術系職員の額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,133 円	313,359 円	357,913 円
	高校卒	236,233 円	278,900 円	317,300 円
現業職	大学卒	223,700 円	238,000 円	328,250 円
	高校卒	223,300 円	253,800 円	317,300 円
	中学卒			242,800 円
企業職	大学卒	276,386 円	312,879 円	342,825 円
	高校卒	261,700 円	278,900 円	301,600 円

（注）上記のうち、企業職については、医師を除いています。また経験年数10年15年20年の職員数が少ない場合は、該当年以外の職員も含め、平均経験年数を該当年の近似値としたうえで、算定しています。

(4) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分		○		○
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

3　職員の手当の状況（一般・特別会計）

(1) 期末手当・勤勉手当

年度	川口市			国		
	支給期	期末手当	勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
令和5年度	６月期	1.2月分 (0.675月分)	1.0月分 (0.475月分)	６月期	1.2月分 (0.675月分)	1.0月分 (0.475月分)
	12月期	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)	12月期	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)
	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
	一人あたり 平均支給額	1,602千円				
令和6年度	６月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	６月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)
	12月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	12月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)
	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有		

(注)1　一人あたりの平均支給額は、令和5年度に一般職（再任用職員を除く）に支給された平均額です。
2　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率		○		○
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

川口市			国		
区分	自己都合	勧奨・定年	区分	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
加算措置	なし	勧奨については定年残年数1年につき3%を加算	加算措置	なし	応募認定については定年残年数1年につき3%を加算
その他の加算措置	退職前5年間の職責に応じて加算措置あり	退職前5年間の職責に応じて加算措置あり	その他の加算措置	退職前5年間の職責に応じて加算措置あり	退職前5年間の職責に応じて加算措置あり
退職時特別昇給	なし	なし	退職時特別昇給	なし	なし
一人あたり平均支給額　市長事務部局	2,359 千円	22,315 千円			
一人あたり平均支給額　公営企業以外の全部局	1,900 千円	21,100 千円			

(注)1　一人あたりの平均支給額は、令和5年度に退職した一般職に支給された平均額です。
2　自己都合には、傷病・死亡による退職を含みません。
3　定年には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度一般・特別会計決算）	1,365,236 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	364,063 円
支給割合	9%

(注)1　支給実績は、一般職の支給額です。
2　支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月1日現在の一般職の地域手当支給対象職員数（再任用職員等を含む）で除した額です。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度一般・特別会計決算）	101,748 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	101,242 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	26.8%
手当の種類（手当数）	14 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	保健部衛生検査課職員 保健部疾病対策課職員 経済部グリーンセンター職員	感染症等の防疫作業（獣畜に対するものを含む）	1日320円
行旅死病人取扱業務手当	福祉部生活福祉１課・２課職員	行旅病人、行旅死亡人、変死人の取扱業務	行旅病人 1回1,640円 行旅死亡人・変死人 1体2,590円
清掃業務手当	環境部職員、 都市計画部公園課職員	廃棄物の処理作業、 清掃業務	廃棄物処理作業 1日570円 その他の清掃作業 1日210円
土木作業手当	建設部職員	道路、橋りょうの補修、 舗装、護岸工事等の土木作業	1日440円
自動車運転業務手当	自動車運転業務に従事した職員	バス、清掃車、トラック、ショベルローダ、ホイールローダ、グレーダ、ブルドーザ、その他特殊車、消防車の運転業務	バス、清掃車 1日610円 トラック小型 1日520円 トラック大型 1日550円　等
出場手当	消防職員	火災、救助、救急事故 その他災害等の出場業務	救急業務　1回330円 火災等の消防活動 1回520円 災害の救出救助業務・潜水業務　1回700円
公害調査等業務手当	環境部職員	ガス・粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所で行う調査・指導業務	1日370円
建築指導等業務手当	都市計画部開発審査課職員、 同建築安全課職員	違反建築物、違法開発行為に対する指導業務、是正のための検査・指導	1日290円
調理業務手当	給食センター及び 学校給食調理場の職員	給食調理業務	1日210円
特殊資格業務手当	資格（建築主事、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、救急救命士）を要する業務を実施する職員	建築主事の建築確認業務、電気主任技術者の電気工作物保安監督業務、ボイラー・タービン主任技術者のボイラー・タービン保安監督業務、救急救命士の救急業務	各 1月4,000円
市税事務手当	理財部職員、 保健部国保収納課職員	市税の滞納整理・滞納処分事務	1月4,000円
特定福祉業務手当	社会福祉事務所職員、 福祉部わかゆり学園職員、 保健部疾病対策課職員	社会福祉事務所における社会福祉業務、わかゆり学園における援護業務、保健所における精神障害者等の福祉、調査、診察等に関する業務	社会福祉、援護、福祉業務 1月5,000円 調査、診察、移送業務 1日320円
動物取扱手当	保健部生活衛生課職員	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務	1日400円
試験等業務手当	保健部衛生検査課職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取り扱う業務、病理細菌を取り扱う業務、毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務	1日250円

（注）1　支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年5月（4月実施）の特殊勤務手当支給職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

2　支給職員の割合は、一般・特別会計職員に対する令和5年5月（4月実施）の特殊勤務手当支給職員数の割合です。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度一般・特別会計決算）	880,036 千円
職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	287,876 円
支給実績（令和4年度一般・特別会計決算）	958,517 千円
職員一人あたり平均支給年額（令和4年度）	314,474 円

（注）職員一人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 令和5年度 （一般・特別会計決算）	支給職員一人あたり平均支給年額 令和5年度
扶養手当	配偶者　6,500円※ 子　10,000円 父母等　6,500円※ ※一部職員は3,500円	同じ		367,889 千円	251,806 円
住居手当	借家・借間 （最高支給限度額） 28,000円	同じ		292,821 千円	330,126 円
通勤手当	通勤相当額または 距離に応じた額 （最高支給限度額 月当たり55,000円）	異なる	国とは、 距離に応じた額の支給区分が異なる	305,815 千円	101,769 円
管理職手当	部長　113,000円 理事　99,000円 次長　89,000円 参事　81,000円 課長　79,000円 主幹　68,000円 課長補佐　64,000円 副主幹　55,000円	異なる	国は、 本省課長　130,300円 本省室長　94,000円 出先機関課長 46,300円 等	593,524 千円	867,725 円
休日勤務手当	休日の正規の勤務時間に勤務した場合、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の135/100	同じ		204,366 千円	368,892 円
単身赴任手当	異動等による 遠距離単身赴任者 30,000円 （加算措置あり）	同じ		912 千円	456,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の25/100	同じ		41,801 千円	102,453 円
宿日直手当	一般の宿日直 6,400円	異なる	国は、 医師 当直　21,000円 常直　22,000円 農場等　5,300円 研修施設等　6,100円 一般の宿日直 4,400円	243 千円	121,600 円
初任給調整手当	専門知識が必要で、かつ採用が困難な職種（医師等）に採用された職員に支給。月額249,800円以内の額を、35年間までの期間、採用の日以降の年数に応じて支給する。	同じ		2,725 千円	1,362,555 円

(注)支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月　（休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当は、5月（4月実施））の各手当支給職員数（再任用職員を含む一般職）で除した額です。

4　特別職等の給料等の状況

(1) 市長、副市長及び議員（令和6年4月1日現在）

区分＼報酬等		給料・議員報酬月額
給料	市長	1,146,000 円
	副市長	942,000 円
議員報酬	議長	748,000 円
	副議長	684,000 円
	議員	641,000 円
期末手当	市長	6月期　1.45月分　12月期　1.45月分　合計　2.9月分
	副市長	
	議長	6月期　1.8月分　12月期　1.9月分　合計　3.7月分
	副議長	
	議員	
退職手当	市長	任期ごとに、給料月額×勤続期間(在職年数)×支給率(100分の500)を支給
	副市長	任期ごとに、給料月額×勤続期間(在職年数)×支給率(100分の400)を支給

(注) 上記のほか、地域手当、通勤手当の制度があります（議長、副議長、議員を除く）。

(2) その他の特別職（令和6年4月1日現在）

区分＼給料		給料・議員報酬月額
給料	教育長	814,000 円
	上下水道事業管理者	
	病院事業管理者	
	常勤監査委員	625,000 円
期末手当		6月期　1.45月分　12月期　1.45月分　合計　2.9月分
退職手当		任期ごとに、給料月額×勤続期間(在職年数)×支給率(100分の300)を支給

(注)1　病院事業管理者が医師である場合には、給料の調整額（給料月額の25%）が支給されます。
　　2　上記のほか、地域手当、通勤手当の制度があります。

5　公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

（単位：千円）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費率 B/A	(参考)令和4年度の総費用に占める職員給与費率
令和5年度	35,965,738	3,632,901	1,199,190	3.3 %	3.2 %

区分	職員数 A	給与費				一人あたり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	180 人	677,728	175,905	345,557	1,199,190	6,662

(注)1　職員手当には退職手当を含みません。
　　2　職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。
　　3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川口市（企業職　上下水道事業）	41.4 歳	847,174,000 円	612,445 円

(注)1　上記の基本給とは、一般職の給料、地域手当及び扶養手当の令和6年度当初予算合計額です。
　　2　平均月収額は、令和6年度当初予算に計上された給与費（期末手当、勤勉手当等を含む）の予算額の合計額を令和6年度当初予算の一般職職員数（再任用短時間勤務職員を除く）で除した額をさらに12月で除した額です。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

年度	川口市（企業職　上下水道事業）			川口市（企業職以外の職員）		
	支給期	期末手当	勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
令和5年度	６月期	1.2月分 (0.675月分)	1.0月分 (0.475月分)	６月期	1.2月分 (0.675月分)	1.0月分 (0.475月分)
	12月期	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)	12月期	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)
	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
	一人あたり 平均支給額	1,714千円		一人あたり 平均支給額	1,602 千円	
令和6年度	６月期	1.225月分 (0.688月分)	1.025月分 (0.488月分)	６月期	1.225月分 (0.688月分)	1.025月分 (0.488月分)
	12月期	1.225月分 (0.688月分)	1.025月分 (0.488月分)	12月期	1.225月分 (0.688月分)	1.025月分 (0.488月分)
	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有		

（注）1　一人あたりの平均支給額は、令和5年度に一般職（再任用職員を除く）に支給された平均額です。
　　2　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和6年4月1日現在）

川口市（企業職　上下水道事業）			川口市（企業職以外の職員）		
区分	自己都合	勧奨・定年	区分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
加算措置	なし	勧奨については 定年残年数1年 につき3%を加算	加算措置	なし	勧奨については 定年残年数1年 につき3%を加算
その他の 加算措置	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	その他の 加算措置	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり
退職時特別昇給	なし	なし	退職時特別昇給	なし	なし
一人あたり 平均支給額	12,916 千円	支給実績なし	一人あたり 平均支給額	1,900 千円	21,100 千円

（注）1　一人あたりの平均支給額は、令和5年度に退職した一般職に支給された平均額です。
　　2　自己都合には、傷病・死亡による退職を含みません。
　　3　定年には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	64,373 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	363,691 円
支給割合	9%

（注）1　支給実績は、一般職の支給額です。
　　2　支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月1日現在の一般職の地域手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	3,141 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	87,236 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	19.8 %
手当の種類（手当数）	3 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
自動車運転業務手当	上下水道局職員	自動車運転業務	トラック小型　1日520円 給水車　　1日610円等
上水道作業手当	上下水道局職員	埋設管補修業務、 消火栓移設業務等	1日440円
下水道業務手当	上下水道局職員	沈砂池の清掃作業、 汚泥処理作業、 下水管の清掃、取付作業 その他下水処理業務	沈砂池の清掃作業等 1日570円 その他下水処理業務 1日210円

（注）1　支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月1日現在職員のうち管理職職員を除く特殊勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。
　　2　支給職員の割合は、令和5年5月（4月実施）の特殊勤務手当支給職員数の割合です。

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	30,897 千円
職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	367,816 円
支給実績（令和4年度決算）	26,020 千円
職員一人あたり平均支給年額（令和3年度）	342,373 円

（注）職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を各年4月1日現在職員のうち時間外勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

カ　その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）
扶養手当	配偶者　6,500円※ 子　10,000円 父母等　6,500円※ ※一部職員は3,500円	同じ		20,527 千円	247,319 円
住居手当	借家・借間 （最高支給限度額） 28,000円	同じ		12,170 千円	296,836 円
通勤手当	通勤相当額または 距離に応じた額 （最高支給限度額 月当たり55,000円）	同じ		17,123 千円	111,915 円
管理職手当	部長　113,000円 理事　99,000円 次長　89,000円 参事　81,000円 課長　79,000円 主幹　68,000円 課長補佐　64,000円 副主幹　55,000円	同じ		23,916 千円	885,778 円
休日勤務手当	休日の正規の勤務時間に勤務した場合、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の135/100	同じ		226 千円	225,674 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の25/100	同じ		3,011 千円	376,314 円

(注)支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月　（休日勤務手当、夜間勤務手当は、5月（4月実施））の各手当支給職員数（再任用職員を含む一般職）で除した額です。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

（単位：千円）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費率 B/A	(参考)令和4年度の総費用に占める職員給与費率
令和5年度	19,591,475	▲ 1,426,010	9,617,139	49.1 %	33.8 %

（注）職員給与費には、特別職に係る額を含みます。

区分	職員数 A	給与費				一人あたり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	819 人	6,903,642	1,204,542	1,508,955	9,617,139	11,743

(注)1　職員手当には退職手当を含みません。
2　職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川口市（企業職　病院事業）	38.8 歳	3,822,636,000 円	605,474 円

(注)1　上記の基本給とは、一般職の給料、地域手当及び扶養手当の令和6年度当初予算合計額です。
2　平均月収額は、令和6年度当初予算に計上された給与費（期末手当、勤勉手当等を含む）の予算額の合計額を令和6年度当初予算の一般職職員数（再任用短時間勤務職員を除く）で除した額をさらに12月で除した額です。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

年度	川口市（企業職　病院事業）			川口市（企業職以外の職員）		
	支給期	期末手当	勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
令和5年度	６月期	1.2月分 (0.675月分)	1.0月分 (0.475月分)	６月期	1.2月分 (0.675月分)	1.0月分 (0.475月分)
	12月期	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)	12月期	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)
	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
	一人あたり 平均支給額	1,712 千円		一人あたり 平均支給額	1,602 千円	
令和6年度	６月期	1.225月分 (0.688月分)	1.025月分 (0.488月分)	６月期	1.225月分 (0.688月分)	1.025月分 (0.488月分)
	12月期	1.225月分 (0.688月分)	1.025月分 (0.488月分)	12月期	1.225月分 (0.688月分)	1.025月分 (0.488月分)
	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有		

(注)1　一人あたりの平均支給額は、令和5年度に一般職（再任用職員を除く）に支給された平均額です。
　　2　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和6年4月1日現在）

川口市（企業職　病院事業）			川口市（企業職以外の職員）		
区分	自己都合	勧奨・定年	区分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
加算措置	なし	勧奨については 定年残年数1年 につき3%を加算	加算措置	なし	勧奨については 定年残年数1年 につき3%を加算
その他の 加算措置	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	その他の 加算措置	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり	退職前5年間の 職責に応じて 加算措置あり
退職時特別昇給	なし	なし	退職時特別昇給	なし	なし
一人あたり 平均支給額	955 千円	13,721 千円	一人あたり 平均支給額	1,900 千円	21,100 千円

(注)1　一人あたりの平均支給額は、令和5年度に退職した一般職に支給された平均額です。
　　2　自己都合には、傷病・死亡による退職を含みません。
　　3　定年には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	410,118 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	452,669 円
支給割合（医師及び歯科医師）	16%
〃　（医師及び歯科医師以外）	9%

(注)1　支給実績は、一般職の支給額です。
　　2　支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月1日現在の一般職の地域手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	232,998 千円
支給職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	395,582 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	62.4 %
手当の種類（手当数）	9 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
エックス線業務手当	医療センター職員	エックス線撮影、 透視業務	1日320円
自動車運転業務手当	医療センター職員	自動車運転業務	トラック小型 1日520円 トラック大型 1日550円 等
検査科勤務手当	医療センター診療局 検査科職員	医療センター検査科業務	1日250円
夜間看護業務手当	医療センター看護部職員	看護師等の深夜業務	深夜勤務6時間以上 1回4,120円　等
汚物処理業務手当	医療センター看護部職員	看護助手の汚物処理業務	1日250円
夜間等救急業務手当	医療センター職員	夜間救急業務	医師・薬剤師 1日7,080円　等

分娩業務手当	医療センター医師	分娩業務	普通　　1回15,000円 ハイリスク　1回30,000円
管理職員医療業務手当	医療センター医師	管理職手当の支給対象者が正規の勤務時間外に行なう診療等	医師　　1時間6,000円等
特殊資格業務手当	医療センター職員	特殊資格を必要とする業務	1月6,000円

(注)1　支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月1日現在職員のうち管理職職員を除く特殊勤務手当支給対象職員数（再任用職員を含む）で除した額です。
2　支給職員の割合は、令和5年5月（4月実施）の特殊勤務手当支給職員数の割合です。

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	537,227,155 千円
職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）	929,459 円
支給実績（令和4年度決算）	479,868 千円
職員一人あたり平均支給年額（令和4年度）	821,692 円

(注)1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2　職員一人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、同年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員一人あたり平均支給年額（令和5年度）
扶養手当	配偶者　　6,500円※ 子　　10,000円 父母等　　6,500円※ ※一部職員は3,500円	同じ		64,082 千円	237,341 円
住居手当	借家・借間 （最高支給限度額） 28,000円	同じ		67,962 千円	322,094 円
通勤手当	通勤相当額または 距離に応じた額 （最高支給限度額 月当たり55,000円）	同じ		86,008 千円	111,409 円
管理職手当	院長　　128,000円 部長　　113,000円 理事　　99,000円 次長　　89,000円 参事　　81,000円 課長　　79,000円 主幹　　68,000円 課長補佐　64,000円 副主幹　　55,000円	異なる	一般行政職では院長にかかる手当はなし	118,195 千円	1,010,213 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から午前5時 までの間に勤務した 場合に支給	同じ		86,752 千円	187,369 円
初任給調整手当	医師で一定年数内に採用された職員 186,300円 （最高支給限度額）	同じ		176,338 千円	1,836,850 円
宿日直手当	医師　　30,000円 薬剤師　　13,600円 その他　　7,200円	異なる	一般行政職ではすべて6,400円	1,703 千円	68,112 円

(注)支給職員一人あたり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月　（夜間勤務手当、宿日直手当は、5月（4月実施））の各手当支給職員数（再任用職員を含む一般職）で除した額です。

第３章　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1　勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間あたり38.75時間と定められており、原則、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。そのうち、午後0時から午後1時までの間は休憩時間となっています。なお、一部の職場においては、その業務の実状に応じて勤務時間の割り振りを行っている場合があります。

2　休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があります。

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年（年度）につき最高20日付与され、前年（年度）からの繰越分を含めると最高40日となります。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明に基づき最小限度必要と認められる期間をその治療に専念させる目的で設けられた休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。（次表参照）
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

＜特別休暇の種類及び日数＞

取得要件	期間又は日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める期間
女子職員の出産の場合	出産予定日7週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間
妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が妊娠又は出産に関し、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間
妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
女子職員が生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内においてその都度必要と認める期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者は10日、父母は血族7日・姻族3日、子は5日、祖父母は血族3日・姻族1日、孫は1日、兄弟姉妹は血族3日・姻族1日、伯叔父母は血族1日・姻族1日の範囲内の期間
職員の配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	亡くなった日から1年以内にそれぞれ1日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認める期間
災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認める期間
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する7日の範囲内の期間
職員の妻の出産の場合	2日の範囲内においてその都度必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認める期間
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認める期間
夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内において7日
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)において5日の範囲内で必要と認める期間

長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤続10年を経過した職員にあっては勤続10年に達する日が属する年度の翌年度において1日、勤続20年を経過した職員にあっては勤続20年に達する日が属する年度の翌年度において連続する2日の範囲内の期間、勤続30年を経過した職員にあっては勤続30年に達する日が属する年度の翌年度において連続する3日の範囲内の期間
中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の7週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間

3　年次有給休暇の取得状況

区分	令和5年度	(参考)令和4年度
平均取得日数	14.9 日（前年（前年度）比＋1.2 日）	13.7 日

(注)1　平均取得日数は、4月1日から3月31日までの市長事務部局の一般職の平均取得日数です。

4　育児休業等の状況

(1) 育児休業

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度で、休業をしている期間については、給与は支給されません。

(2) 育児短時間勤務

育児短時間勤務とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1週間又は1日の勤務時間を短時間として勤務する制度で、短時間勤務をしている期間については、給与がその勤務時間に応じて割合按分されます。

(3) 部分休業

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間については、給与が減額されます。

＜育児休業・育児短時間勤務・部分休業の状況＞

区分		令和5年度 休業者等数	うち男性	うち女性	令和4年度 休業者等数	うち男性	うち女性	増減 休業者等数	うち男性	うち女性
休業者等数 休業等の種類及び	育児休業（構成比）	309人	77人（24.9%）	232人（75.1%）	269人	52人（19.3%）	217人（80.7%）	＋40人	＋25人	＋15人
	うち新規（構成比）	158人	68人（43.0%）	90人（57.0%）	131人	49人（37.4%）	82人（62.6%）	＋27人	＋19人	＋8人
	育児短時間勤務（構成比）	18人	0人（0.0%）	18人（100.0%）	28人	0人（0.0%）	28人（100.0%）	▲10人	±0人	▲10人
	うち新規（構成比）	18人	0人（0.0%）	18人（100.0%）	24人	0人（0.0%）	24人（100.0%）	▲6人	±0人	▲6人
	部分休業（構成比）	131人	12人（9.2%）	119人（90.8%）	113人	9人（8.0%）	104人（92.0%）	＋18人	＋3人	＋15人
	うち新規（構成比）	54人	5人（9.3%）	49人（90.7%）	41人	6人（14.6%）	35人（85.4%）	＋13人	▲1人	＋14人

5　時間外勤務の状況

区分	令和5年度	(参考)令和4年度
月あたり平均時間外勤務時間数	9.2 時間（前年度比▲0.9 時間）	10.1 時間

(注) 月あたり平均時間外勤務時間数は、一般職のうち時間外勤務手当対象職員の4月1日から3月31日までの年間時間外勤務時間数を対象職員数で除したものを、さらに12月で除したものです。
なお、休日勤務時間数を含みます。

第４章　職員の分限及び懲戒処分の状況

1　分限処分の状況（令和5年度）

処分内容	処分を受けた職員数	処分事由
免職	0 人	休職　精神疾患関係、身体の故障
降任	0 人	
降給	0 人	
休職	79 人　（前年度比▲1 人）	

2　懲戒処分の状況（令和5年度）

処分内容	処分を受けた職員数	処分事由
免職	1 人　（前年度比▲1 人）	免職　搾取、横領 停職　欠勤・盗撮及び暴行行為 戒告　職務遂行上の不適正処理
停職	2 人　（前年度比＋1 人）	
減給	0 人　（前年度比▲3 人）	
戒告	1 人　（前年度比▲2 人）	

第５章　職員の服務の状況

1　職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業への従事等の制限（同法第38条）など、服務上の強い制約を課しています。

2　職務専念義務免除の状況

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とされています。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が定める場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

区分	免除件数	免除事由
令和5年度	22 件	特別国民体育大会出場（選手・監督）等

3　営利企業等従事の許可状況

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（地方公務員法第38条）とされています。

区分	許可件数	従事内容
令和5年度	12 件	研修講師等

第６章　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1　研修の概要

実施した研修は、合計で50コースあり、　　のべ研修人員は4,645人です。

＜研修体系及び実施状況＞

<table>
<tr><td>職場研修</td><td colspan="4">日常業務研修、部門別専門研修</td></tr>
<tr><td rowspan="12">一般研修
4,570 人</td><td rowspan="11">階層別研修
2,660 人</td><td rowspan="2">主事補・
技師補級</td><td>新規採用職員研修</td><td>公務員倫理、将来都市像、人権問題、市の環境行政、職場のマナーと接遇、防災基本研修等</td></tr>
<tr><td>初級職員研修</td><td>情報セキュリティ、法制執務等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主事・
技師級</td><td>上級職員研修</td><td>公務員倫理、政策形成能力</td></tr>
<tr><td>法律講座</td><td>地方自治法、地方公務員法等</td></tr>
<tr><td>政策課題共同研究研修</td><td>政策形成、グループ研修、資料作成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主任級</td><td>新任主任研修</td><td>業務改善力、コンプライアンス</td></tr>
<tr><td>主任研修</td><td>交渉能力向上、政策法務、タイムマネジメント</td></tr>
<tr><td rowspan="2">係長級</td><td>新任係長研修</td><td>部下の指導・育成等</td></tr>
<tr><td>係長級研修</td><td>第一線のリーダーの役割等</td></tr>
<tr><td>課長補佐級</td><td>新任課長補佐研修</td><td>職場活性化、判断力・決断力向上、
メンタルヘルス</td></tr>
<tr><td>課長級</td><td>新任課長研修</td><td>リーダーシップ、リスクマネジメント等</td></tr>
<tr><td>次年度再任用</td><td>次年度定年延長者研修</td><td>心構え、新しい職場への対応等</td></tr>
<tr><td>専門研修
1,910 人</td><td colspan="3">ハラスメント防止、コンプライアンス・法令遵守、人権問題、
職場研修推進、メンター養成、評価者、女性職員キャリアサポート、
電話応対基礎講座等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">派遣研修
75 人</td><td>学校等
38 人</td><td colspan="2">自治大学校、国土交通大学校、
全国建設研修センター、市町村職員中央研修所等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">彩の国さいたま
人づくり広域連合
37 人</td><td>専門研修等</td><td>ICTツール利活用、ハードクレーム対応、
人づくりセミナー等</td></tr>
<tr><td>講師養成研修</td><td>地方公務員法、接遇</td></tr>
</table>

2　職員の人事評価の状況

評価制度の概要	能力評価	職員が職務の遂行にあたって発揮した能力、姿勢や態度を評価
	業績評価	目標の達成度を評価
対象職員	一般職の職員	
評価期間	４月１日から翌年３月３１日までの１年間	
評価方法	５段階評価	
評価結果の活用	人事評価の結果は、昇任昇格や人事異動、人材育成に活用するとともに、昇給や勤勉手当の支給割合に反映	

第７章　職員の福祉及び利益の保護の状況

1　福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度は、埼玉県市町村職員共済組合が実施しています。共済組合では、組合員である職員とその被扶養者の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付け等の「福祉事業」の3つの事業を行っています。

また、地方公務員法第42条に定める職員の相互扶助及び福利の増進を目的として、職員互助会において、職員の冠婚葬祭に際しての給付や人間ドック助成金等の疾病予防事業を実施しています。

2　福利厚生制度に係る市の負担状況（令和5年度）

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています（掛金率・負担金率については法定）。

また、職員互助会の事業を運営する費用についても、会員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。

区分	市負担金額
埼玉県市町村職員共済組合	6,159,811 千円
川口市職員互助会	41,190 千円

3　公務災害の発生状況（令和5年度）

職員の公務災害補償制度は、地方公務員災害補償基金埼玉県支部が実施しています。基金は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法により定められています。

区分	認定件数
公務災害	41 件（前年度比▲5 件）
通勤災害	8 件（前年度比＋2 件）

第２編　公平委員会の業務の状況

１　勤務条件に関する措置の要求の状況
令和5年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

２　不利益処分に関する審査請求の状況
１件